

石狩市コンプライアンス基本方針【資料編】

コンプライアンスに関する行動の指針となる法令、マニュアル等の抜粋・要約をしました。
これらの理解を深め、実践しましょう。

(1) 服務規律・公務員倫理の徹底 コンプライアンス基本方針 4 P

① 服務規律の徹底

ア サービスの根本基準【地方公務員法第30条】

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

イ 職務上の義務（職務の遂行に関して守るべき義務）

（ア）法令等及び上司の職務上の命令に従う義務【地方公務員法第32条】

職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

（イ）職務に専念する義務【地方公務員法第35条】

職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

（ウ）最小経費で最大効果の事務処理原則【地方自治法第2条第14項】

地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

（エ）組織及び運営の合理化【地方自治法第2条第15項】

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

（オ）法令に違反した事務処理の禁止【地方自治法第2条第16項及び17項】

地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。法令に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする。

ウ 身分上の義務（職務の内外を問わず、職員としての身分を有する限り守らなければならない義務）

（ア）信用失墜行為の禁止【地方公務員法第33条】

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（イ）秘密を守る義務【地方公務員法第34条第1項】

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（ウ）政治的行為の制限【地方公務員法第36条第1項】

職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘

運動をしてはならない。

(エ) 争議行為等の禁止【地方公務員法第37条第1項】

職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおってはならない。

(オ) 営利企業への従事等の制限【地方公務員法第38条第1項】

職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他地方公共団体の規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員（パートタイム会計年度任用職員を含む。）については、この限りでない。

② 高い倫理観の保持（倫理及び服務の原則）

ア サービスの原則【石狩市職員サービス規程第2条】

職員は、公務を民主的かつ効率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正にその職責を遂行しなければならない。

イ 倫理行動規準【石狩市職員倫理規程第3条第1項】

職員は、石狩市職員としての誇りと使命感を持って、次に掲げる事項をその職務に係る行動規準として、行動しなければならない。

(ア) 職員は、全体の奉仕者として職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。

(イ) 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。

(ウ) 職員は、権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。

(エ) 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。

(オ) 職員は、勤務時間の内外を問わず、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(カ) 職員は、職務上取り扱う情報（電子計算機処理に係る情報を含む。）を公共の利益に反して、自らの私的利益のために利用又は操作してはならないこと。

③ 基本的人権の尊重

ア 日本国憲法（第11条、第13条、第14条など）

イ 石狩市こどもの権利条例

ウ 石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例

(2) 法令等を遵守した適正な事務執行 コンプライアンス基本方針 5 P

① 法令遵守の徹底

ア 法令等に違反した事務処理の禁止【地方自治法第2条第16項】

地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

イ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務【地方公務員法第32条】※再掲

職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

ウ 各事務に係る法令等（条例、規則等を含む。）の適用

エ 審査基準の適用【行政手続法第2条第8号ロ、石狩市行政手続条例第5条】

処分基準の適用【行政手続法第2条第8号ハ、石狩市行政手続条例第12条】

オ 行政運営上の違法又は不当な行為等があった場合に、その事実を知る職員等から内部通報を受け付け、違法な状態の是正等を図るため、必要な事項を定めた「石狩市職員等の内部公益通報等に関する要綱」による公益通報制度の利用

カ 行政手続に関する法令等の遵守

（ア）行政手続法

（イ）石狩市行政手続条例

（ウ）石狩市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則

（エ）石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例・施行規則

② 財務に関する事務の適正な執行

ア 予算に関するもの

（ア）地方自治法・地方自治法施行令

（イ）石狩市予算規則

イ 契約に関するもの

（ア）地方自治法・地方自治法施行令

（イ）石狩市契約規則

（ウ）石狩市契約規則運用方針

（エ）契約マニュアル

ウ 入札に関するもの

（ア）地方自治法・地方自治法施行令

（イ）石狩市契約規則

（ウ）石狩市制限付一般競争入札実施要綱

（エ）石狩市公募型指名競争入札実施要綱

エ 財産に関するもの

（ア）地方自治法・地方自治法施行令

（イ）石狩市財産管理規則

（ウ）石狩市物品管理規則

オ 支出に関するもの

- (ア) 地方自治法・地方自治法施行令
 - (イ) 石狩市会計規則
 - (ウ) 経理事務のてびき
 - (エ) 石狩市食糧費の執行に関する事務取扱要領
 - (オ) 石狩市交際費の執行に関する事務取扱要領
 - カ 補助金等に関するもの
 - (ア) 地方自治法・地方自治法施行令
 - (イ) 石狩市補助金等交付規則
 - (ウ) 石狩市補助金等交付基準
 - ③ 事務処理ミス防止の徹底
 - ア 事務処理手順の確認
 - (ア) 契約マニュアル
 - (イ) 経理事務のてびき
 - (ウ) 各所管の事務マニュアル等
 - ④ 事務処理ミス、事故等への対応
 - ア 所属長への報告、相談
 - イ 原因の究明と再発防止対策
 - ⑤ 公印の適正な管理
 - ア 石狩市事務取扱規程
 - イ 石狩市の公印に関する規程
- (3) 情報管理の徹底 コンプライアンス基本方針 p. 7
- ① 個人情報の適正な取扱い
 - ア 秘密を守る義務【地方公務員法第34条第1項】 ※再掲

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
 - イ 地方公共団体の責務【個人情報の保護に関する法律第5条】

地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。
 - ウ 個人情報の保有の制限等【個人情報の保護に関する法律第61条】
 - (ア) 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。
 - (イ) 行政機関等は、(ア)の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
 - (ウ) 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

エ 利用及び提供の制限【個人情報の保護に関する法律第69条第1項】

行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

オ 特定個人情報の利用範囲

【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律】

② 適正な公文書の作成と管理

ア 作成に関する定め

(ア) 石狩市公用文規程

(イ) 文書事務の手引（北海道）※参考

イ 管理に関する定め

(ア) 地方公共団体の文書管理【公文書等の管理に関する法律第34条】

地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(イ) 公文書等の管理に関する法律施行令 ※参考

(ウ) 行政文書の管理に関するガイドライン ※参考

(エ) 特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン ※参考

(オ) 石狩市事務取扱規程

(カ) 石狩市文書編集保存規程

③ 情報セキュリティ基本方針等の遵守

ア 市が保有する情報資産の適切な運用及び特定個人情報等の適正な取り扱いのための基本的な事項を定める「石狩市情報セキュリティ基本方針」の遵守

イ 石狩市情報セキュリティ基本方針に基づき、情報セキュリティ対策において遵守すべき事項、判断の基準等を統一的に定めた「石狩市情報セキュリティ対策基準」の遵守

ウ 石狩市情報セキュリティ基本方針に基づき、個人番号及び特定個人情報において遵守すべき事項や判断の基準等を統一的に定めた「石狩市特定個人情報等の安全管理に関する対策基準」の遵守

(4) 良好な職場環境の確保 コンプライアンス基本方針 8 P

① ハラスメントの理解と根絶

ア 石狩市職員のハラスメント防止等に関する要綱

イ 職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する基本方針

ウ 雇用管理上の措置等【労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項及び第2項】

(ア) 事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

(イ) 事業主は、労働者が(ア)の相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な

取扱いをしてはならない。

エ 事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）

職場におけるパワーハラスメントは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすものをいう。

なお、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワーハラスメントには該当しない。

オ 職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等【雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第11条第1項～第3項】※要約

（ア）事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

（イ）事業主は、労働者が（ア）の相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（ウ）事業主は、他の事業主から当該事業主の講ずる（ア）の措置の実施に関し必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めなければならない。

カ 事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）

職場におけるセクシュアルハラスメントには、職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益をうけるものと、当該性的な言動により労働者の就業環境が害されるものがある。

なお、職場におけるセクシュアルハラスメントには、同性に対するものも含まれるものである。

また、被害を受けた者の性的指向又は性自認にかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントも、本指針の対象となるものである。

キ 職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等【雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第11条の3第1項】

事業主は、職場において行われるその雇用する女性労働者に対する当該女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法第65条第1項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第2項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であって厚生労働省令で定めるものに関する言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

ク 職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等

【育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第25条】

（ア）事業主は、職場において行われるその雇用する労働者に対する育児休業、介護休業そ

他の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度又は措置の利用に関する言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

- (イ) 事業主は、労働者が(ア)の相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

ケ ハラスメントの禁止等

(ア) 石狩市職員のハラスメント防止等に関する要綱

(イ) 職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する基本方針

② 職場における協力と活発な意見交換

ア 職場における情報共有

イ 関係部署間における連携

ウ 定期的な課内ミーティングなどによる自由で率直な意見交換

(5) 信頼される市民対応 コンプライアンス基本方針 9 P

① 誠実かつ公平・公正な対応など

ア 市職員は、全体の奉仕者であることを常に自覚し、市民の視点に立って、公正、誠実かつ能率的に職務を遂行しなければならない。【石狩市自治基本条例第12条第1項】

イ 石狩市職員服務規程

② 説明責任を意識した事務

ア 市職員は、市民との協働に積極的に取り組まなければならない。

【石狩市自治基本条例第12条第2項】

イ 市の機関は、次の各号に掲げる行政活動を行おうとするときは、あらかじめ市民参加手続を行わなければならない（条例又は規則の規定で不要と判断される場合を除く。）。

【石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例第5条】※要約

(ア) 条例、規則等の規定の制定又は改廃

(イ) 市の計画の策定、改定又は廃止

(ウ) 公の施設の新設、改良及び廃止の決定並びに設計の概要の決定

(エ) 良好な環境の保全その他公益上の必要により行う行政指導の内容となるべき事項の決定又は改廃

(オ) 法人に対する出資について定める予算の立案

(カ) 市の区域に適用される規制の設定又は改廃に際し、市の機関が権原により行う意見の表明

(キ) その他市民の関心が高いこと、市民生活に大きな影響があること等の事情により市民参加手続を行う必要があると認められる行政活動

③ 職員の能力向上

ア 市職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めるとともに、常に自己の研鑽に努めなければならない。【石狩市自治基本条例第12条第3項】

イ 各種研修の受講

④ 不当要求行為等への毅然とした対応

ア 暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等について定めた「石狩市暴力団の排除の推進に関する条例」に基づく対応

イ 市の事務事業や職員に対する暴力、脅迫などを伴う行為を未然に防止し、それらの行為に対する市としての統一的な対応方針等を定めた「石狩市不当要求行為等対策要綱」に基づく対応

ウ 市職員に対するカスタマーハラスメントについての判断基準、対応原則、具体的な対応例などを示した「石狩市職員カスタマーハラスメント対策マニュアル」に基づく対応

⑤ 交通法規の遵守等

ア 酒気帯び運転等の禁止【道路交通法第65条】※要約

(ア) 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

(イ) 何人も、酒気を帯びている者で、(ア)の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがあるものに対し、車両等を提供してはならない。

(ウ) 何人も、(ア)の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。

(エ) 何人も、車両の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が(ア)の規定に違反して運転する車両に同乗してはならない。

イ 交通事故の場合の措置【道路交通法第72条第1項】※要約

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。